

# 知財アレルギーへの レクイエム♪

the requiem for people with an allergy to intellectual property



Lesson15: ドメイン名  
に関する不正競争(1)

中川 淨宗

## 1. はじめに♪

皆さん、明けましておめでとうございます。

知的財産の「永遠の吟遊詩人(!)」こと弁理士の中川淨宗きよむねです。本年もどうぞよろしく願いいたします。

今回は、「不正競争防止法」が「不正競争」として規制するさまざまな行為のなかでも、比較的新しい類型である「ドメイン名に関する不正競争」(不2条1項13号)を説明しましょう。

中川先生、これだけインターネットが普及している世の中ですから、私たちは日常的にドメイン名に接しています。しかし、ドメイン名に関する不正競争とは、具体的にはどういった行為なのでしょう？

法雄のりおさん、私は予習してきたので、右図で例を挙げましょう。

X社が、「パテコピ」の商品名で菓子の製造販売を行っているとして、それに目を付けたY社が、X社に高値で売り付ける目的で、「pate-copi.co.jp」のドメイン名を取得してしまうような行為ですよ。

さすがは平成のデジタル世代の申し子ですな、知明ちあきさん。

しかし先生、昭和のアナログ世代の置き土産である私には、そもそもドメイン名がどんなものなのか、いまいちピンとこないんですな。

## 2. ドメイン名とは♪

安心してください、法雄さん。不正競争防止法は、ドメイン名について、「インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記号又は文字の組合せに対応する文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合をいう」(2条9項)と定義しています。

う〜ん、この定義だけでは、少し分かりにくいかもしれませんね。それでは、ここは平成のデジタル世代の申し子に説明してもらいましょう。

ゴホン。たくさんのコンピュータがインターネットを通じて接続され、ウェブサイトへのアクセスといった情報の送受信が行われていることはご存じのとおりです。

このようにインターネットで接続されたコンピュータをお互いに認識する手段として、「112.23.34.XXX」といった「IPアドレス」と呼ばれる文字列(数値)が使用されています。

ナルホド、先ほどの定義における下線部は、IPアドレスのことで、そのなかでもインターネットで用いられるグローバルIPアドレスのことを指しているわけですね。

そのとおりです。一方、社内LANのように特定の人だけがアクセスできるネットワークは、インターネットに該当しませんよね。



 そうすると、このような場面で使われるプライベートIPアドレスは、グローバルIPアドレスではないので、不正競争防止法上のドメイン名には当たらないわけですな。

 ご理解のとおりです。でも、先ほど見た文字列のままでは、コンピュータを操作する人間にとって分かりづらく、とても不便ですよな。

そこで、IPアドレスを人間に分かりやすい文字や数字などの配列に置き換えてドメイン名にするドメインネームシステムが構築されました。

 冒頭のX社が保有する正規のウェブサイトは、下図のような「URL」になっているとしましょう。

URLとは、X社のウェブサイトといったある情報が、インターネット上のどこに存在するのかを示す記号です。

最初の「http」の部分は、コンピュータがインターネットで情報のやり取りを行う際の通信プロトコル（手順）を意味しているにすぎません。

ドメイン名に当たるのは、「www」以下の部分です。この内、wwwは、ネットワークに接続したコンピュータを見分けるための名称であり、ホスト名と呼ばれます。ここでは、X社のウェブサイト进行管理しているコンピュータであるといった意味合いです。

 ドメイン名は、ピリオドで区切られたラベルを連結した配列になっていて、一番右側のラベルを「トッ

プレベルドメイン (TLD)」、その左側のラベルを「第2レベルドメイン」、さらにその左側のラベルを「第3レベルドメイン」と呼んでいます。

 このTLDの全体的な管理は、米国の非営利法人であるICANNが行っています。そして、個々のTLDは、ICANNから委任された各登録機関によって管理されています。

さて、TLDは、「gTLD (generic TLD)」と「ccTLD (country code TLD)」に大きく分けられます。

gTLDは、国や地域とは関係なく、その用途に応じて用いられるドメイン名であって、例えば商業組織用の「.com」が該当します。一方、ccTLDは、国や地域を表すドメイン名であって、X社のトップレベルドメインである「.jp」といったものです。

 また、第2レベルドメインは、登録者の属性に応じて与えられます。X社は企業ですから、第2レベルドメインは企業であることを示す「.co」になっていますね。

そして、第3レベルドメインは、登録者の選択によって決定されるもので

す。例えば、X社は、自社の菓子の商品名である「パテコピ」をローマ字に置き換えた「patecopi」を第3レベルドメインとして登録できます。

 オ～ット、お2人とも私の存在を忘れないでください！

そうすると、この例ではpatecopi以下の部分が、「.jp」を管理する登録機関に登録されるわけですな。

 さて、話を不正競争防止法に戻すと、この法律が適用されるドメイン名に限定はありません。

つまり、日本の国コードである「.jp」がTLDとして用いられているJPドメイン名だけではなく、「.com」といった分野別TLD、あるいは「.cn」といった外国のTLDについても、不正競争防止法が適用されるわけです。

### 3. 規定の趣旨

 本来、ドメイン名は、インターネット上でコンピュータを識別するための符号にすぎません。

しかし、インターネットによるビジネスの重要性が高まり、ドメイン名も高い価値を備えるようになりました。





冒頭の例でいえば、X社が自社の菓子の商品名「パテコピ」に関連するドメイン名「patecopi.co.jp」を登録してウェブサイトを開設し、消費者がそのドメイン名を手がかりにしてX社のウェブサイトアクセスすることは日常的に行われています。

つまり、ドメイン名は、事業者と消費者をインターネット上で結び付ける重要な接点になっているのですね。



しかし、ドメイン名は、原則として、誰もが先着順に登録できる制度になっています。

また、先ほどの登録機関がドメイン名の登録を行う際、そのドメイン名と同一または類似の他人の登録商標が存在するか否かといった審査は、実質的に行われていません。しかも、同じドメイン名について、重複する登録は認められていないところです。



そうすると、こういった特徴のあるドメイン名の登録制度を悪用する者が出てくるわけですね。

つまり、X社が登録していないのいいことに、Y社が「pate-copi.co.jp」を登録してしまいます。

そして、Y社がそのドメイン名を使ってウェブサイトを開設し、X社の「パテコピ」の知名度にフリーライドしたり、X社を中傷してその信用を傷付けたり、あるいはそのドメイン名をX社に高値で売り付けたりすることが行われるようになったわけですね。



そこで、このようなドメイン名に関する問題を解決するため、ICANNが「ドメイン名統一紛争処理方針 (UDRP)」を制定するなどして、そのルールを整備する努力が世界的に行われるようになりました。



日本でも、日本ネットワークインフォメーションセンター (JPNIC) が、UDRPを日本に適するルールにした「JPドメイン名紛争処理方針 (JP-DRP)」を定めていますね。

また、日本知的財産仲裁センターは、裁判外紛争解決手続き (ADR) により、JP-DRPに基づいてJPドメイン名を巡る紛争の解決を図っています。



しかしADRは、紛争当事者がいつでも提訴できる制度です。また、ADRにおけるJP-DRPに基づく解決と、裁判所における法律に基づく判断の間に、食い違いが生じる可能性もあります。そこで、法律の整備が必要だとの意見が上がりました。



でも先生、混同惹起行為 (不2条1項1号) や著名表示冒用行為 (同2号) といった他の不正競争防止法の規定でも、ドメイン名を巡る紛争を解決できたのではないですか？

つまり、X社の「パテコピ」は、X社の提供する菓子を他社の提供する菓子から区別できる力、つまり「**自他識別力**」を備えていますから、「**商品等表示**」として、従来の規定によって保護を受けられるはずですね。



法雄さんのおっしゃるとおりです。確かに、Y社が「pate-copi.co.jp」のドメイン名を使用して、自社の菓子の宣伝を行うウェブサイトの運営などを行ったら、2条1項1号や2号によって規制できるでしょう。

しかし、これらの規定では、ドメイン名が商品や営業の表示として使用されている場合であって、しかも自他識別力を発揮する場合しか規制できないという限界がありました。



つまり、「pate-copi.co.jp」を登録したY社が、そのドメイン名を一切使用することなく、X社に高値で売り付けようとする行為や、そのドメイン名で開設したウェブサイトにポルノ画像を掲載し、X社の信用を傷付けるような行為を、従来の規定で規制するのは難しかったのですね。



ナルホド、こういった日本国内外の動向を踏まえて、不正競争防止法は、平成13年改正によって、ドメイン名に関する不正競争について規定したわけですね。

#### 4. 第1の要件J



さて、ドメイン名に関する不正競争は、以下の4つの要件から構成されています。

第1の要件は、行為者が、不正の利益を得る目的 (図利目的)、または他人に損害を加える目的 (加害目的) を有していることです。

